

4 農政環境部所管（1）〔農政企画局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
ひょうご市民農園整備事業（レベルアップ型）	交流・連携推進や作物残さの堆肥化、地域の環境と調和した修景等を行い、楽農生活を実践する場として市民農園をレベルアップする	整備により交流・連携の推進、作物残渣等の堆肥化による資源循環等の機能を有すると認められること		1/2	1/2		×	ひょうご市民農園（レベルアップ型）整備事業実施要領	総合農政課	一般単独事業債	農林水産業費・農業費	臨時特定
都市農業機能発揮モデル事業	都市農業の多様な機能の発揮に寄与する取り組みに要する経費	1. 対象地域 市街地及びその周辺の農地 2. 対象事業 (1) 防災機能の発揮 (2) 福祉的活用の促進 (3) 学習機会の充実 (4) 良好な景観形成の促進		10/10			×	都市農業機能発揮モデル事業実施要領	総合農政課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
地域における食育・地産地消活動支援事業（食料産業・6次産業化交付金（地域での食育の推進事業））	兵庫県食育推進計画(第3次)の目標達成に向けて、市町や民間団体が行う日本型食生活の普及促進、農作業体験の実施等の食育に関する取組を支援することにより、地域における食育活動の充実や団体間の連携強化等、食育推進体制の充実を図る。	1. 食育推進検討会の開催 2. 課題解決に向けたシンポジウム等の開催 3. 食育推進リーダーの育成及び活動の促進 4. 食文化の保護・継承のための取り組み支援 5. 農林漁業体験の機会の提供 6. 和食給食の普及 7. 学校給食における地場産物活用の促進 8. 共食の場における食育活動 9. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組 10. 食品ロスの削減に向けた取組	1/2		1/2	1/2	△	食料産業・6次産業化交付金実施要綱(平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知)	総合農政課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
数量調整円滑化推進事業費補助	米の数量調整を円滑に推進するために実施する、啓発活動、指導、確認事務	1. 推進活動 2. 助言・指導 3. 実施状況確認		定額			×	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	農業経営課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
耕作放棄地活用総合対策事業費補助	市町等が解消計画に基づき耕作放棄地の利活用のため地域での取組活動支援に要する経費	1. 耕作放棄地整備事業	1/2	1/2	1/2		×	耕作放棄地活用総合対策事業実施要領(H17.4.1農営第1043号)	農業経営課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
国有農地等管理処分事業事務取扱交付金	1. 農地等の使用料等の徴収事務 2. 国有農地等の維持管理事務 3. その他自作農財産の維持管理に関する事務	1. 当該事務を行う市町→4,000円 納入通知書1件→400円 2. 所在する市町→4,000円 管理筆数1筆→400円 3. 別に定める額	10/10				△	国有農地等管理処分事業事務取扱交付金交付要綱	農業経営課	—	農林水産業費・農地費	臨時特定

4 農政環境部所管（1）〔農政企画局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考		
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別	
農業委員会交付金	市町農業委員会の運営及び所掌する事務を遂行するための経費に対して交付金を交付する	1. 委員手当 2. 職員設置費 3. 農地調査、資料整備費	10/10					△	・ 農業委員会等に関する法律 (S26. 3. 31 法律第88号) ・ 農業委員会交付金等交付要綱 (H17. 4. 1 16経営第8328号) ・ 農業委員会交付金等交付規則 (S36. 8. 30 規則第75号)	農業経営課	—	農林水産業費・農業費	經常特定
農業委員会補助金	担い手への農地集積・集約化のため、農地中間管理機構と連携・協力関係にある農業委員会が効果的かつ効率的に業務を遂行できるよう、その活動経費を助成する。	■機構集積支援事業 1. 農地等の利用状況調査・農地等の台帳の調査等 2. 農業委員の資質向上等	10/10					△	・ 農地集積・集約化対策事業実施要綱 ・ 農地集積・集約化対策事業費補助金実施要綱 (H31. 3. 28 30経営第2525号) ・ 農業委員会交付金等交付規則 (S36. 8. 30 規則第75号)	農業経営課	—	農林水産業費・農業費	經常特定
強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ 融資主体型）	実質化された人・農地プランが作成されている地域等の担い手の育成・確保のため、農業用機械・施設等の導入を支援する。	1. 生産基盤 2. 近代化施設 3. 近代化施設（機械） 4. 環境施設（生産基盤的） 5. 環境施設（生活改善的） 6. その他	3/10 3/10 3/10 3/10 3/10	13. 5/100 7/100	56. 5/100 63/100 7/10 63/100 7/10 7/10			□ □ △ □ △ △	強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱【H31. 4. 1付30生産第2218号】	農業経営課	—	農林水産業費	臨時特定
強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ 条件不利型）	経営規模が小規模・零細な地域において、今後の農業を担う意欲ある経営体の育成・確保を図るため、農業用機械・施設等の導入を支援する。	1. 生産基盤 2. 近代化施設 3. 近代化施設（機械）	1/2 1/2 1/2	13. 5/100 7/100	36. 5/100 43/100 1/2			□ □ △	強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱【H31. 4. 1付30生産第2218号】	農業経営課	—	農林水産業費	臨時特定
経営所得安定対策直接支払推進事業	経営所得安定対策の実施に必要な推進活動に対する助成	経営所得安定対策の実施に必要な推進活動のうち、都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要となる経費	定額					△	経営所得安定対策等推進事業	農業経営課	—	農林水産業費・農業費	經常特定
農地集積・集約化対策事業（機構集積協力金交付事業）	経営転換、相続、高齢によるリタイア等を契機として、農地中間管理機構を通じて、新たに地域の担い手となる経営体に農地を貸し付けた場合、市町等がそれに協力するものに対し機構集積協力金を交付する。 また、地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域に対し、機構の活用率に応じて協力金を交付する。	新たに機構を通じて非担い手から担い手に貸し付けた農地面積に応じて協力金を交付 1. 経営転換協力金 ①農業部門の減少により経営転換する場合。 ②農業からリタイアする場合。 ③農地を相続しない場合、全ての自作地について、機構に対し10年以上の貸付、当該農地が受け手に貸付けられた際に協力金を交付。 2. 地域集積協力金 機構にまとまった農地を貸付けた地域に対し、機構の活用率に応じて協力金を交付	定額					▲	農地集積・集約化対策事業実施要綱 (H26. 2. 6経営第3139号)	農業経営課	—	農林水産業費	臨時特定

経営体育成支援事業から強い農業～に名称変更 &メニュー二分化

4 農政環境部所管（1）〔農政企画局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
人・農地プラン・農地集積促進事業（人・農地プラン作成事業）	集落レベルでの話し合いに基づき、地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）、そこへの農地の集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方等を記載した人・農地プランを作成するための取組に対して支援することで、産業としての力強い農業の実現、食料の安定供給、多面的機能や地域社会の維持を図る	人・農地プランを作成するため取組みに必要な経費	定額				△	人・農地問題解決加速化支援事業実施要領（H24.2.8 23経営第2955号）	農業経営課	—	農林水産業費	臨時特定
新規就農者確保事業	就業準備段階（2年以内）から経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する農業次世代人材投資資金を交付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る	1.農業次世代人材投資資金（準備型） 2.農業次世代人材投資資金（経営開始型） 3.市町推進事務費	定額				△	・農政環境部補助金交付要綱 ・農業人材強化総合支援事業実施要綱（H24.4.6.23経営第3543号）	農業経営課	—	農林水産業費	臨時特定
担い手確保・経営強化支援事業	地域ぐるみで地域の農業構造を改革するため、地域農業に関わる幅広い関係者の合意を基本として、人・農地プランを作成し、地域の担い手となる中心経営体等の育成に資するよう、農業用機械・施設の導入、土地基盤の整備といったハード面に対する支援を総合的にを行う	1.生産基盤 2.近代化施設 3.近代化施設（機械） 4.環境施設（生産基盤的） 5.環境施設（生活改善的） 6.その他	1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2	13.5/100 7/100 7/100	36.5/100 43/100 1/2 43/100 1/2 1/2		□ □ △ □ △ △	担い手確保経営強化支援事業実施要綱（H28.1.20 27経営第2612号）	農業経営課	—	農林水産業費	臨時特定
農地利用最適化交付金	農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する市町農業委員等の報酬に対して交付する	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律による改正後の農業委員会法第8条第1項の規定により任命された委員をもって組織された農業委員会	10/10				△	・農地利用最適化交付金事業実施要綱（H28.3.29 27経営第3278号） ・農地集積・集約化対策推進交付金交付要綱（H31.3.28 30経営第2525号） ・農業委員会交付金等交付規則（S36.8.30 規則第75号）	農業経営課	—	農林水産業費	経常特定
法人化促進総合対策事業補助	法人化や雇用の確保等、経営の高度化・多角化に取り組む経営体が行う、 ①農業機械等の導入 ②新たに行う取り組み ③法人運営等に必要の専門人材の確保を支援する。	①法人化・高度化促進施設整備事業 組織化・法人化や規模拡大等に取り組む経営体が行う農業機械・施設の導入を支援する。 ②法人経営新ビジネス展開支援事業 法人化・雇用の拡大等を行う経営体が新たに取り組む活動を支援する。 ③法人運営プロフェッショナル雇用事業 法人化・雇用の拡大等を行う経営体が行う、法人の運営に必要な専門知識を有する者の確保を支援する。		1/3	2/3		×	法人化促進総合対策事業実施要領（H30.4.1 農営第100号）	農業経営課	—	農林水産業費	

4 農政環境部所管（1）〔農政企画局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
神戸市中央卸売市場再整備支援事業	平成20年度に整備した神戸市中央卸売市場本場荷捌き通路屋根の施設整備に要する経費に対し助成	荷捌き通路屋根の施設整備費について、建設工事費の3分の1に相当する支払金にかかる元利割賦金に対し、平成21年度から令和15年度までの25年間に分割した、当該年度の元利相当額であること		定額	残額		×	農政環境部補助金交付要綱消費流通課関係補助事業補助金交付の条件	消費流通課 (流通戦略課)	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
卸売市場施設整備事業	中央又は地方卸売市場の開設者等であり、施設の改良、造成、取得に要する整備事業費及び附帯事務費に対して補助金を交付する	1. 整備事業費 (1) 売場施設 (2) 貯蔵・保管施設 (3) 駐車施設 (4) 構内舗装 (5) 搬送施設 (6) 衛生施設 (7) 食肉関連施設 (8) 情報処理施設 (9) 市場管理センター (10) 防災施設 (11) 加工処理高度化施設 (12) 選果・選別施設 (13) 総合食品センター機能付加施設 (14) 附帯施設 (15) 上記の施設内容に準ずる施設 (16) 共同集出荷施設 2. 附帯事務費	4/10 4/10 4/10 1/3 4/10 4/10 4/10 4/10 1/3 1/3 4/10 4/10 1/3 1/3 1/3 1/3 1/2	—	6/10 6/10 6/10 2/3 6/10 6/10 6/10 6/10 2/3 2/3 6/10 6/10 2/3 2/3 2/3 2/3 1/2	6/10 6/10 6/10 2/3 6/10 6/10 6/10 2/3 2/3 6/10 6/10 2/3 2/3 2/3 2/3 1/2	□	強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱【H31.4.1付30生産第2218号】業実施要綱【H28.1.20付27生産第2393号】	消費流通課 (流通戦略課)	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
持続可能なバイオマス資源活用推進事業(食料産業・6次産業化交付金(メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業))	メタン発酵消化液及び食品リサイクルたい肥等(以下「消化液等」という。)を肥料として地域で有効利用するため、農林漁業者や農林漁業者の組織する団体等が行う、農林漁業者等への理解醸成の促進の取組を支援する。	(1) 消化液等の利用促進活動の推進 ア 協議会設立・運営 イ 先進地視察 ウ 報告書作成 (2) 農業者等への理解醸成の促進 ア 肥効分析 イ 現地調査・実証 ウ 普及啓発資料作成・サンプル提供 エ 研修会開催 オ 報告書作成	定額 ただし、 (2)の 取組のうち、ア、 イ、 エ及びオは、交付の対象となる経費の補助残額				△	食料産業・6次産業化交付金実施要綱(平成30年3月30日29食産第5353号農林水産事務次官依命通知)	消費流通課 (流通戦略課)		農林水産業費・農業費	臨時特定
輸出处向けHACCP等対応施設整備事業	食品製造事業者等が、輸出处先国が定める輸入条件への対応及びHACCP等の認証及びロット数の確保などの輸出先のニーズに対応するための施設や機器の整備及び体制整備をする際に要する経費を支援する。	(1) 施設等整備事業 輸出先のニーズを満たすために必要な施設の整備(新設、増築、改築及び修繕を含む)及び機器の整備に係る経費 (2) 効果促進事業 HACCP等に係る認定取得のためのコンサルティングや手数料等に係る費用、導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等	HACCP等の認証を取得する場合1/2 上記以外の場合3/10				△	・食料産業・6次産業化交付金実施要綱 ・6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出处向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業実施要綱	消費流通課 (流通戦略課)	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
農業経営基盤強化資金利子補給補助金	農業経営基盤強化資金の借受者に対し市町が利子補給した経費に対し助成する	借入資金の利子のうち利率0.5%(上限)の1/2		1/2	1/2		×	農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱(H6.10.19.農経第553号)	農林経済課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定